

# 総務大臣との意見交換について



令和3年7月5日  
指定都市市長会

## ○ 多様な大都市制度の早期実現

- ・ 特別自治市（第30次地方制度調査会答申では「特別市（仮称）」）は、同調査会で検討の意義が認められており、国においては、同調査会から示された課題に対する指定都市市長会の考えも踏まえ、**速やかに特別自治市の制度化に向け議論の加速化を図ること。**
- ・ 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、**地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。**

# 現在の大都市制度の状況

制度化済

## 指定都市制度

- ・地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例
- ・都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施
- ・事務と財源のアンバランス等から、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役として求められる役割に十分対応できる制度となっていない。

制度化済

## 特別区設置制度（いわゆる都構想）

- ・東京都の特別区制度を準用
- ・手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による
- ・指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編するとともに、市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区で、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編

未制度化

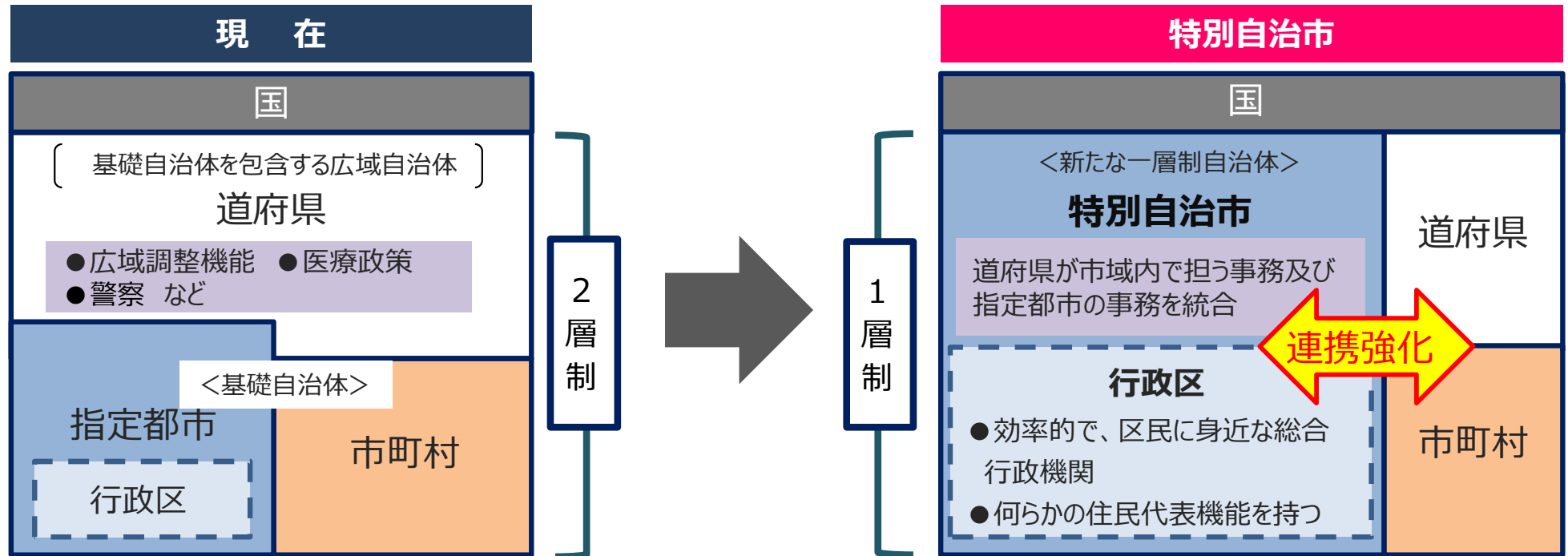
## 特別自治市制度

- ・基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体
- ・第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、この度指定都市市長会において基本的な方向性を取りまとめた。

地域の実情に応じて、上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき。

# 特別自治市制度の概要

- 特別自治市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別自治市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く）を処理する。
- 特別自治市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域の核となり他の基礎自治体との連携の中心的な役割を果たす。



# 特別自治市制度のメリット

## 二重行政の解消・行政の効率化

- 二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能に  
⇒市民サービスの向上と持続可能な地域社会を実現！
- 広域にまたがる業務を特別自治市が近隣自治体と連携し実施  
⇒圏域・地域全体が発展し、周辺市町村や道府県にもメリット！

## 日本・世界の成長のエンジンとしての発展

- 大都市が中心となって圏域・地域全体の活性化を促進  
⇒多極分散型の国土を形成することで東京一極集中の是正に！
- 諸外国では地域に応じた大都市制度により多極分散型の国土を形成  
⇒諸外国の大都市と競い共存し合うことで我が国全体の発展に貢献！